

茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例【概要版】

1 目的 (第1条)

○歯と口腔の健康が県民の心身の健康に影響を及ぼし、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定めるとともに、県及び関係者の役割を明らかにする。

○県民の生涯にわたる健康の保持増進・健康寿命の延伸・健康格差の縮小に寄与

2 基本理念 (第2条)

○8020・6424運動(80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つことをいう。)の推進

○県民が自らむし歯や歯周病等の予防及び口腔機能の維持向上に取り組むこと
○県内全ての地域において、生涯を通じて必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境が整備されること

3 各主体の役割等 (第3条-第8条)

○県の責務(総合的かつ計画的な施策の策定等)、市町村との連携協力等、関係者の役割等(歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者・保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等・事業者及び保険者・県民)を明確化

4 歯科保健計画 (第9条-第10条)

○県：歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定
○市町村：県歯科保健計画の内容を踏まえた歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定

5 基本的施策(第11条-第13条)

(1) 情報収集等及び連携体制の構築(第11条第1号)

○情報収集及び提供、歯と口腔の健康づくりに関する活動に関わる者等との連携体制の構築

(2) 8020・6424運動の推進(第11条第2号)

○歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため8020・6424運動を推進

(3) フッ化物応用によるむし歯予防等(第11条第3号)

○生涯にわたるフッ化物応用によるむし歯予防対策の普及促進
○学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進・完全な実施に向けた強力な推進

(4) 成人期等の歯周病の予防等(第11条第4号)

○幼児期・学齢期：歯肉炎予防対策等の実施
○成人期・高齢期：歯周病予防対策等の実施

(5) オーラルフレイル対策(第11条第5号)

○オーラルフレイル対策の実施の推進

(6) 障害を有する者等への対応(第11条第6号)

○障害を有する者等の適切な歯と口腔の健康づくり(多職種連携による居宅での保健医療サービスに係る情報の提供等を含む)

(7) 災害時の体制確保(第11条第7号)

○災害時における歯と口腔の保健医療サービスの提供体制の確保

(8) 喫煙等の歯周病への影響に係る啓発等(第11条第8号)

○喫煙及び生活習慣病等が歯周病に及ぼす影響に係る情報の提供及び啓発

(9) スポーツ等による外傷防止の啓発等(第11条第9号)

○スポーツ等によって生じる歯と口腔の外傷等の防止及びこれらの軽減のための安全対策に係る情報の提供及び啓発

(10) 周術期にある者等への啓発等(第11条第10号)

○周術期にある者等の口腔の健康管理のための多職種連携による歯と口腔の保健医療サービスに係る情報の提供及び啓発

(11) 人材の確保及び資質の向上(第11条第11号)

○歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上

(12) その他必要な施策(第11条第12号)

○第11号までの施策のほか、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

(13) 茨城県8020・6424運動推進期間(第12条)

○期間：毎年11月8日から同月21日まで
○県民運動として定着するよう普及啓発

(14) 県民歯科保健基礎調査(第13条)

○おおむね5年ごとに県民の歯科保健の基礎調査を実施等

6 その他

○年次報告(第14条) ○財政上の措置(第15条)

7 施行日

公布の日